



本市文化財 保存活用 地域計画



本 庄 市 文 化 財 保 存 活 用 地 域 計 画

令和5（2023）年3月 作成
令和5（2023）年7月 認定
令和5（2023）年9月 一部改訂

本庄市教育委員会

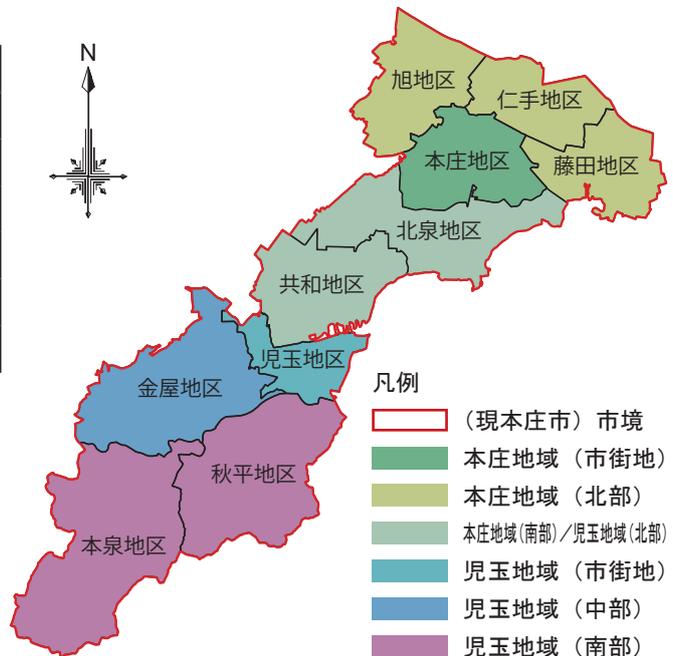
例 言

- 1 本書は、埼玉県本庄市教育委員会が作成した文化財保存活用地域計画である。
- 2 本計画の作成は、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）の補助を受け、令和3（2021）年度から令和4（2022）年度の2か年で実施した。
- 3 本計画は、本庄市文化財保護審議会の意見を聞きながら作成した。
- 4 本庄市文化財保存活用地域計画協議会を組織し、意見を聞きながら作成した。
- 5 本庄市の関係部局による庁内検討委員会を組織し、計画作成に関わる連絡調整や会議を行った。
- 6 事務局は、本庄市教育委員会事務局文化財保護課に置いた。
- 7 本計画書に掲載した地図のうち、特記のない本市の地図は「本庄市全図」（平成30（2018）年3月印刷）を加工して作成したものである。
- 8 本計画における時代区分の定義は表①のとおりとする。
- 9 本計画における地区・地域の区分は図①のとおりとする。

表① 時代区分の定義

区分	時代
原始	旧石器時代～弥生時代
古代	古墳時代～平安時代前期
中世	平安時代中期（武士の出現）～室町時代
近世	安土・桃山時代（織豊政権）～江戸時代
近代	明治時代～昭和20（1945）年
現代	昭和20（1945）年～

※文部科学省：学習指導要領（高校/地理歴史）より。



図① 地区・地域の区別

国土交通省：「国土数値情報（行政区域データ）」を加工して作成。
 ※大正9（1920）年・昭和35（1960）年の行政区分データ参照。

あいさつ

本庄市には、考古資料や古文書、工芸品、祭礼など、様々な文化財が所在し、それらを取り巻く周辺環境を含めて、現在まで大切に受け継がれてきました。これらは、本市の歴史文化を知るうえで欠かせない存在であり、市民のかけがえのない財産であります。

本市では、「本庄市総合振興計画」において、「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」という将来像のもと、基本理念と政策大綱を定めています。前期基本計画において、文化財の保護に関わる施策や文化財の観光資源活用、伝統文化継承の支援に関わる施策に取り組んでまいりました。そして、この度、「本庄市文化財保存活用地域計画」を定めました。

本計画は、少子高齢化による文化財の担い手不足など社会問題により文化財を取り巻く環境が変化する中で、市内で受け継がれた文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存し、他分野と連携して積極的に活用していくための文化財行政のマスタープランであり、それを実現するアクションプランでもあります。本計画によって、本市の歴史文化の特徴を多くの市民に周知し、文化財に愛着を持ってもらい、地域社会総がかりでこれを保存・活用し、未来へ紡いでいくことを目指してまいります。

結びに、本計画の作成にあたり、ご尽力いただきました本庄市文化財保存活用地域計画協議会の委員の皆様をはじめ、さまざまなお意見をお寄せいただいた文化財所有者、まちづくり団体及び市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和5（2023）年3月
本庄市教育委員会 教育長

下野戸 陽子

本庄市文化財保存活用地域計画

目次

例言	
あいさつ	
序 章	6
1 計画作成の背景と目的	6
2 計画の位置づけ	7
3 計画作成の体制	12
4 計画作成の経過	14
5 計画期間	16
6 計画の進捗管理と自己評価の方法	16
7 計画の対象（文化財の定義）	17
第1章 本庄市の概要	19
1 自然的・地理的環境	19
2 社会的環境	26
3 歴史的環境	34
第2章 本庄市の文化財の概要と特徴	46
1 指定等文化財の概要と特徴	46
2 未指定文化財の概要と特徴	65
第3章 本庄市の歴史文化の特徴	72
第4章 本庄市の文化財の保存・活用に関する理念・基本方針	74
1 本庄市の文化財の保存・活用に関する理念	74
2 基本方針	75
第5章 多様な価値を持つ幅広い分野の文化財の把握	76
1 文化財の把握調査の概要	76
2 文化財の調査・研究に関する課題	78
3 文化財の調査・研究に関する方針	79
4 文化財の調査・研究に関する措置	79
5 文化財の調査・研究に関する体制とその整備	80

第6章 文化財のより良い状態での保存・継承 82

- 1 文化財のより良い状態での保存・継承に関する課題 82
- 2 文化財のより良い状態での保存・継承に関する方針 90
- 3 文化財のより良い状態での保存・継承に関する措置 92
- 4 文化財のより良い状態での保存・継承に関する体制とその整備 94

第7章 歴史文化の魅力発信・郷土の誇りと愛着の醸成 97

- 1 歴史文化の魅力発信・郷土の誇りと愛着の醸成に関する課題 97
- 2 歴史文化の魅力発信・郷土の誇りと愛着の醸成に関する方針 98
- 3 歴史文化の魅力発信・郷土の誇りと愛着の醸成に関する措置 100
- 4 歴史文化の魅力発信・郷土の誇りと愛着の醸成に関する体制とその整備 101

第8章 地域一体で文化財の保存・活用を支える仕組みづくり 103

- 1 文化財の保存・活用を支える仕組みづくりに関する課題 103
- 2 文化財の保存・活用を支える仕組みづくりに関する方針 104
- 3 文化財の保存・活用を支える仕組みづくりに関する措置 105
- 4 文化財の保存・活用を支える仕組みづくりに関する体制とその整備 107
- 5 本計画の推進体制 109

第9章 文化財の総合的・一体的な保存と活用 112

- 1 関連文化財群・保存活用区域の目的 112
- 2 関連文化財群・保存活用区域の設定の考え方 112
- 3 関連文化財群・保存活用区域とその課題・方針・措置 112

第10章 重点施策 147

巻末資料 152

- 1 指定等文化財リスト 152
- 2 未指定文化財リスト 158
- 3 既往調査一覧 205
- 4 アンケート結果 214
- 5 ワークショップの記録 220
- 6 ヒアリング調査の記録 232

序 章

1 計画作成の背景と目的

本庄市（以下、「本市」という。）は、埼玉県の北西部に位置し、市域の南部から北部にかけて山地・丘陵・平野と変化する地形からなるほか、大小さまざまな河川が流れており、県内でも豊かな自然環境を有する地域です。

この豊かな環境に支えられるように古代から人々が定住し、その営みの痕跡を示す数多くの遺跡が市内に残されています。中世には、武蔵武士団の一つである児玉党の本拠地が置かれ、戦国時代には関東管領上杉氏方の居城が築城されました。また、市域を鎌倉街道上道と中山道の2本の街道が通ることから、児玉地域においては中世より、本庄地域においては近世以降、交通の要衝としても栄えました。農村部においても、信仰や民俗行事、食文化など生活に根差した多くの文化が育まれてきました。

本市では、これまでに旧歴史民俗資料館や塙保己一記念館、競進社模範蚕室等の文化施設での文化財の公開事業を通じ、市域の歴史文化の情報発信を行ってきました。旧歴史民俗資料館は、令和2（2020）年2月に閉館しましたが、同年10月より本庄早稲田の杜ミュージアムにその機能を移行し、出土遺物の展示やイベント、講演会等を開催しています。また、指定文化財の所有者・管理者の中でも特に無形の民俗文化財を継承する保護団体においては、地域の小学生を対象にした練習会や体験講座を実施し、後継者の育成に努めてきました。

文化財の所有者・管理者、行政の活動により本市の文化財が現在まで継承されてきた一方で、本市においても少子高齢化をはじめとする社会的課題により、後継者が不足している、管理が行き届かないなどの課題を有する文化財が増加しています。加えて、近年においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、特に民俗文化財の公演や練習の機会が減少し、今後の継承に著しい影響が生じています。行政では、これらの課題や問題に対して十分な対応ができていないのが現状です。

本市の歴史文化を伝える文化財について、「本庄市総合振興計画」では、文化財に関する取り組むべき6つの課題を挙げています。しかし、これまでは、挙げられた課題への対応に向けた中長期的な視点が不足しておりました。周知の課題に対して今後計画的に取り掛かるために、また、文化財が現在抱える諸問題への対策を効果的に進めるために文化財保存活用地域計画（以下、「本計画」という。）を作成しました。

本計画は、本市の歴史文化の特徴を多くの市民に周知し、文化財に愛着を持ってもらい、地域社会総がかりでこれを保存・活用し、未来へ紡いでいくことを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は文化財の保存・活用に関する総合的な法定計画として位置づけるもので、作成にあたっては、本市の最上位計画である「本庄市総合振興計画」、教育分野の総合的な施策大綱である「本庄市教育大綱」の理念・方針・政策・施策等を踏まえるとともに、関連計画等との調整・連携・整合を図りました。また、埼玉県における文化財の保存・活用に関する施策の大綱である「埼玉県文化財保存活用大綱」を勘案しました〔図1〕。

なお、本計画の作成と上位計画・関連計画等の改定の時期が重複するものについては、庁内検討委員会で情報共有を図り、改定版との整合性を確認しました。

上位計画と関連計画等における文化財の保存・活用に関する取組状況については、以下のとおりです。

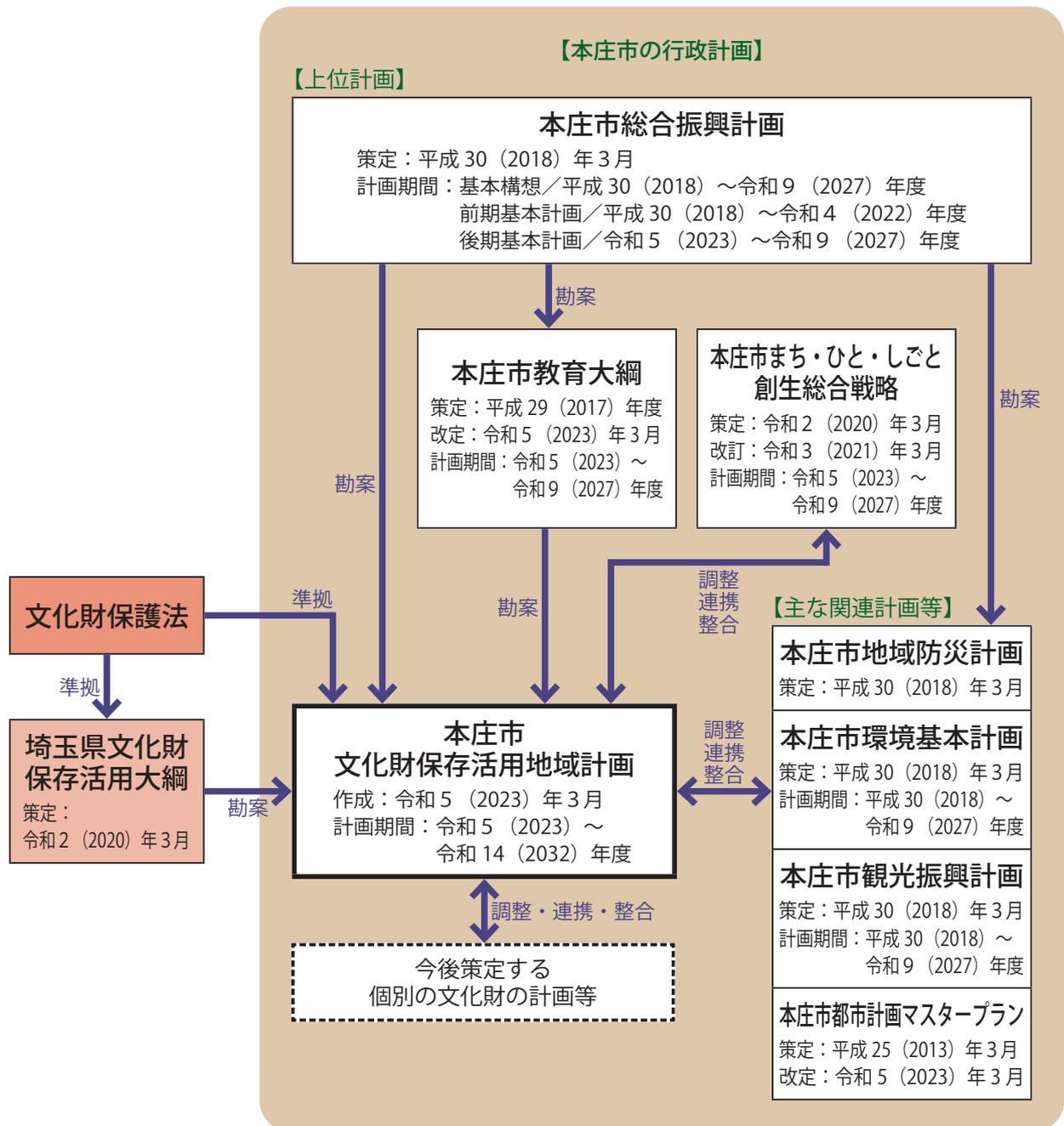


図1 本庄市文化財保存活用地域計画の位置づけ

1) 「本庄市総合振興計画（後期基本計画）」

策定年度：令和4（2022）年度 計画期間：令和5（2023）～令和9（2027）年度

本庄市総合振興計画（基本構想）では、本市の将来像として「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」を掲げ、3つの基本理念・6つの政策大綱を定めています。また、後期基本計画は、基本構想で定めた将来像の実現に向けて、38の分野別施策（施策大項目）を構成し、各施策に具体的事業を挙げています。

このうち、「第2章 教育文化分野 未来を拓く人を育み、歴史と文化の薫るまち」「施策大項目5 文化財の保護と活用の推進」においては、文化財の保護に関わる施策として、以下に示す6つの取組内容、5つの主要事業を挙げています。

また、「第3章 経済環境分野 持続可能で活力に満ちた、にぎわいと魅力のあるまち」「施策大項目4 観光の振興」においては、文化財の観光資源活用や伝統継承の支援について、5つの取組内容、5つの主要事業を挙げています。

「文化財の保護と活用の推進」に関わる取組内容（本庄市総合振興計画）

将来像	あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～
政策大綱	2 教育文化分野 未来を拓く人を育み、歴史と文化の薫るまち
分野別施策（施策大項目）	5 文化財の保護と活用の推進
1	指定文化財等の整備と活用
	<ul style="list-style-type: none"> 国指定史跡竈保己一旧宅をはじめ、市内にある県・市指定文化財や、国登録有形文化財等を適切に保護するとともに、それら貴重な財産を広く紹介し、地域の中で活用するための整備を行います。また、価値のある文化財は、積極的に指定をしていきます。
2	文化財施設等の充実と活用
	<ul style="list-style-type: none"> 竈保己一記念館、本庄早稲田の杜ミュージアム、競進社模範蚕室等の文化財施設とともに郷土の偉人の功績を市内外に広く発信し、入館者の増加と地域の活性化を図ります。歴史的建造物である旧本庄警察署と競進社模範蚕室については、建物の維持保全のために必要な対策を講じます。
3	郷土資料の保存と活用
	<ul style="list-style-type: none"> 市内に残された古文書や行政文書等の歴史的な資料を適切な環境で保存するとともに、それらの整理分類、デジタル化を進めます。また、その成果を「本庄市郷土叢書」等の冊子として刊行するなど、郷土への理解を深めるための活用を図ります。
4	埋蔵文化財の保護と活用
	<ul style="list-style-type: none"> 市内にある埋蔵文化財包蔵地の保存に努め、開発者と調整を図ります。やむを得ず取り壊す場合は発掘調査を行い、報告書として刊行します。 出土遺物については、展示・発表の機会を増やし、より多くの人々が観賞できるよう取り組みます。また、収蔵場所の集約化と適切なスペースの確保を図ります。
5	地域文化の理解と普及
	<ul style="list-style-type: none"> 公民館との連携による歴史講座や、学校との連携による出前授業などを行い、地域文化の理解と普及を促進します。また、古い民具や農具に触れたり、実際に使ってみる機会を提供し、昔の生活への理解と郷土愛の醸成を図ります。
6	伝統文化の保護と継承
	<ul style="list-style-type: none"> 市内各地域で行われている祭りや伝統行事をはじめとする、地域の中で育まれた伝統文化を保護し、これらの継承活動を支援します。また、実演機会の増加等により後継者の育成を支援するなど、地域の文化遺産として未来へ継承できるよう取り組みます。

「文化財の保護と活用の推進」に関する主な事業（本庄市総合振興計画）

① 雉岡城跡公園の維持管理
・身近に地域の歴史に親しめる市民の憩いの場として利用できるように、雉岡城跡公園として環境整備を進め維持管理を行います。
② 塙保己一記念館の管理運営
・郷土の偉人である塙保己一の業績を広く紹介し、その業績の理解を促進するとともに、市内外に発信していきます。
③ 競進社模範蚕室の管理運営
・県指定建造物としての競進社模範蚕室を維持管理するとともに、同施設と木村九蔵が養蚕技術の発展に果たした功績を広く発信していきます。
④ 遺跡発掘調査
・埋蔵文化財包蔵地の周知を図り、その保存に努めるとともに、市内の開発と埋蔵文化財の保護との調整を行います。
⑤ 本庄早稲田の杜ミュージアムの管理運営
・本市の歴史について調査・研究するとともに、文化資源を活用し、展示及び教育普及事業を通じてその魅力を市内外に発信していきます。

「観光の振興」に関わる取組内容（本庄市総合振興計画）

政策大綱 3 経済環境分野 持続可能で活力に満ちた、にぎわいと魅力のあるまち
分野別施策（施策大項目） 4 観光の振興
1 伝統継承の支援
・山車や獅子舞に代表される、特色があり、地域の文化を感じることでできる伝統ある祭り、行事、郷土芸能などの保存を図るため、維持管理や後継者の育成など、祭りの品格を高めるための研究などを支援します。
2 観光資源の活用
・日本庄商業銀行煉瓦倉庫、競進社模範蚕室、高窓の里などの歴史的建造物、こだま千本桜やあじさいの小路をはじめとする花の名所など観光資源の活用を図ります。 ・工場見学などの体験参加型プログラムを活用した観光ルートの開設や観光資源の活用を図るほか、本庄ブランド発信のための施設として、道の駅等の整備などを検討します。 ・観光振興の一つとして、交流人口の増加につなげるため「ほんじょう産業フェスタ」を開催し、本市の魅力ある食べ物や産業を紹介しながら、地域の伝統や文化に触れる機会を創出します。 ・児玉地域南部で盛り上がりを見せている施設の観光情報の発信を強化し、更なる観光客の増加に努めます。
3 観光のPR・受入体制の整備
・ポスター、パンフレット、市ホームページ、ケーブルテレビ等各種媒体を通じて積極的に観光PRを図ります。また、本庄名物「つみっこ」の普及を図ります。さらに、訪日外国人へのPRの推進とともに、受入体制の整備を行います。 ・観光客の受入体制の整備として、観光案内板の設置や駐車場の確保を図ります。
4 特産品の開発・普及
・関係機関と連携し、推奨土産品制度の促進による優良な特産品の開発、安全・安心な農産物のブランド化を進め、あわせて積極的に広報することによって販路拡大を図ります。 ・本市マスコット「はにぼん」のキャラクターグッズの開発及び販売を本庄市観光協会、本庄商工会議所、児玉商工会とともに推進します。
5 広域観光の推進
・本庄地域広域観光振興協議会や北武蔵地区観光連絡会を活用し、本市及び近隣市町の観光情報の共有化と観光ルートの開発、PRを図ります。また上武絹の道運営協議会を活用し、魅力的な観光資源を有機的に結びつけ、広域連携による観光振興を図ります。

「観光の振興」に関する主な事業（本庄市総合振興計画）

① 観光協会への支援
・ 本庄市観光協会を支援することにより、祭り、行事、郷土芸能の継承・発展を図ります。
② 回遊型・体験型観光の推進
・ 「七福神めぐり」、「駅からハイキング」、「児玉三十三霊場めぐり」などの回遊型観光の推進を図ります。 ・ 農業体験や工場見学など体験型観光を推進します。
③ 観光案内の充実
・ 本市及び児玉郡内で連携し、広域観光情報の共有化と観光ルート開発を進め、広く情報発信を行います。 ・ 観光客の受入体制の整備として、わかりやすいサイン標識の設置を推進します。さらに訪日外国人に対し、観光パンフレットや案内板の多言語化を推進するとともに、SNSを活用して観光情報の発信を行います。
④ 推奨土産品制度の推進
・ 本庄市観光協会と協力し、推奨土産品制度を推進し、品数の増加とPR及び販売促進を進めます。
⑤ 上武絹の道の推進
・ 上武絹の道運営協議会の構成団体である7市町と連携し、絹産業遺産群並びにこれに関する資産を活用した広域的な観光PRに努めます

2) 「本庄市 まち・ひと・しごと創生総合戦略」

策定年度：令和4（2022）年度 計画期間：令和5（2023）～令和9（2027）年度

4つの基本戦略の一つとして「【みりよく】基本戦略Ⅲ 魅力があふれるまち」を掲げ、「地域資源の活用によるブランド確立」「魅力発信、移住定住促進」という基本的方向性を挙げています。

「地域資源の活用によるブランド確立」では、観光資源の活用として、旧本庄商業銀行煉瓦倉庫、競進社模範蚕室、高窓の里などの歴史的建造物の活用を図ると述べています。また、文化財施設等の充実と活用として、本庄早稲田の杜ミュージアム、塙保己一記念館、競進社模範蚕室等の文化財施設とともに郷土の偉人の功績を市内外に広く発信し、入館者の増加と地域の活性化を図り、歴史的建造物である旧本庄警察署と競進社模範蚕室の維持保全のために必要な措置を講じるとしています。

「魅力発信、移住定住促進」では、本市の農産物等について更なる発信強化を図るとともに、魅力の発信拠点として道の駅の整備等について検討を進め、交通アクセスの利便性の高さや自然の豊かさ等、住環境の魅力発信に加え、移住支援施策を一体的に実施することにより、本市への移住・定住促進を図るとしています。

3) 「本庄市教育大綱」

策定年度：令和4（2022）年度 計画期間：令和5（2023）～令和9（2027）年度

本庄市教育大綱では、基本理念として「世のため、後のための教育 ～未来を拓く人を育み、歴史と文化の薫るまち～」を掲げ、6つの基本方針を定めています。このうち、「5 文化財の保護と活用の推進」において、長い歴史と伝統を持つ本市の貴重な財産である文化財を地域社会全体で適切に保護し、未来へと継承しつつ、これら学び親しみ、また市内外にその魅力を広く発信していくとともに一層の有効活用を図ることを一つの目標として掲げています。

4) 「本庄市地域防災計画」

策定年月：平成 30（2018）年 3 月

「第 2 編 災害予防計画」「第 1 章 市の防災力の強化」「第 3 節 生活維持活動のための準備」「第 8 文教に係る事前対策」の中で、文化財、歴史的建造物等が災害によって滅失しないよう予防対策を推進することとしています。

その方策として「3 文化財の事前対策」を掲げ、文化財を災害から保護するため、その管理状況（転倒・倒壊対策状況、消防設備の整備状況等）を調査し、これに基づき必要な指導、助言等を行うこととし、具体的な予防対策として、文化財の収蔵・保管体制の整備、防火体制等の整備強化について示しています。

5) 「本庄市環境基本計画」

策定年月：平成 30（2018）年 3 月 計画期間：平成 30（2018）～令和 9（2027）年度

「第 2 章 環境の現状と課題」「4 快適環境」「(3) 歴史的・文化的環境」において、指定文化財や埋蔵文化財等の歴史的な文化遺産について調査研究を推進するとともに、各種ガイドの充実等による歴史や文化財の紹介、歴史的な文化遺産と緑の調和したまちづくりを進め、市民とのふれあいの機会を創出していく必要があると述べています。

6) 「本庄市観光振興計画」

策定年月：平成 30（2018）年 3 月 計画期間：平成 30（2018）～令和 9（2027）年度

「第 4 章 計画の基本構想」「1. 計画の基本方針」においては、本市に存在する自然、歴史、伝統、食、大地の上に広がるあらゆるものを観光資源として位置づけ、「2. 計画の基本戦略と KPI」においては、計画の実践に向けて「観光資源面 魅力ある観光資源の発掘・創出・活用」を基本戦略の一つに掲げ、地域の文化を感じることでできる伝統ある祭り、行事、郷土芸能などの保存を図るため、維持管理や後継者の育成を支援するとしています。

また、基本方針・基本戦略を踏まえ、当計画のキャッチコピーを「見つけよう、感動。伝えよう、魅力。～みんなで織りなす本庄絵巻～」と定めています。

7) 「本庄市都市計画マスタープラン」

策定年度：令和 4（2022）年度 計画期間：令和 5（2018）～令和 9（2027）年度

「第 4 章 まちづくりの目標」「第 1 節 将来都市像」において、「豊かな自然や歴史・文化的資源を大切に、活かす都市」をまちづくりの施策展開の目標の一つとし、本市の豊かな水やみどり等の自然環境や歴史・文化的資源を保全し後世に伝えていくとしています。

また、「第 5 章 全体構想」「第 5 節 潤いのあるまちづくりの方針」においては、「歴史を感じさせる風情あるエリアのまちなみの整備」を基本方針の一つとし、蔵やレンガ造りの建物が残る中山道沿いや児玉駅周辺市街地、養蚕農家住宅が残る高窓の里など、宿場町や養蚕業が盛んだっころの名残や歴史を感じさせる風情あるエリアについては、回遊して楽しいまちなみがまち全体に広がるよう、その保全や修景、周辺建築物等のデザインを工夫するなどの取組を市民との協働で進めるとしています。

3 計画作成の体制

本計画の作成にあたっては、本庄市文化財保護条例に基づいて設置された附属機関である「本庄市文化財保護審議会」から計画案に対する意見聴取を行いました。また、文化財保護法第183条9に基づく協議会として、有識者などで構成される「本庄市文化財保存活用地域計画協議会」を設置し、計画案の検討や意見聴取を行いました。協議会と並行して、関係部局による「本庄市文化財保存活用地域計画策定庁内検討委員会」を組織し、計画作成に関わる連絡調整や会議を行いました。協議会と庁内検討委員会は、いずれも事務局を教育委員会事務局文化財保護課に置くこととしました。

本計画作成にあたって設置した協議組織について、以下に説明を加えます。

1) 本庄市文化財保存活用地域計画協議会

本庄市文化財保存活用地域計画協議会は、計画の作成及び変更、計画の実施に関わる連絡調整などを目的とするもので、15名の委員を委嘱又は任命し、令和3（2021）年7月1日に設置しました。

本計画は、地域社会総がかりで文化財を保存・活用し、後世へ伝えていく体制づくりを目指すものです。そのため、本協議会は、文化財の所有者や管理団体の代表者、歴史・文化財の有識者、文化財の活用団体（商工関係・観光関係）の代表者、県・市関係課の職員で構成し、本市の文化財に関する知見、文化財の保存・活用の考え方、体制整備等に関する意見聴取を行いました。

2) 本庄市文化財保存活用地域計画策定庁内検討委員会

本計画の作成に向けた検討と情報共有を図る場として庁内検討委員会を設け、協議会の検討内容に関する事前確認、文化財の保存・活用に有用な情報収集、本計画と庁内関係各課が持つ関連計画等との整合性や連携の確認等を行いました。

○本庄市文化財保護審議会委員 名簿

氏名	所属及びその役職	役職	任期（計画作成期間）
柴崎 起三雄	元児玉教育事務所長	委員長	令和2（2020）～令和4（2022）年（再任）
根岸 久	NPO 法人ネットワーク ひがしこだいら事務局長	副委員長 委員長	令和2（2020）～令和4（2022）年（再任） 令和4（2022）～令和6（2024）年（再任）
雉岡 恵一	元小学校教頭	委員 副委員長	令和2（2020）～令和4（2022）年（再任） 令和4（2022）～令和6（2024）年（再任）
茂木 悟	元高等学校教諭	委員	令和2（2020）～令和4（2022）年（再任） 令和4（2022）～令和6（2024）年（再任）
戸谷 正夫	建築設計事務所代表取締役	委員	令和2（2020）～令和4（2022）年（再任） 令和4（2022）～令和6（2024）年（再任）
佐々木 幹雄	元高等学校教諭	委員	令和2（2020）～令和4（2022）年（新任） 令和4（2022）～令和6（2024）年（再任）
川上 美恵	元文化財保護課長	委員	令和2（2020）～令和4（2022）年（新任）
小島 寛	元埼玉県銃砲刀剣類登録審査会 審査員・刀匠	委員	令和4（2022）～令和6（2024）年（新任）
塩原 浩行	古美術研究者	委員	令和4（2022）～令和6（2024）年（新任）

※任期は各期6月1日から2年間（翌々年5月31日まで）。

○本庄市文化財保存活用地域計画協議会委員 名簿

役職	氏名	所属及びその役職	選出区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
会長	佐々木 正峰	国立科学博物館顧問	3号委員	○	○
副会長	近藤 二郎	早稲田大学文学学術院教授* ¹	3号委員	○	○
委員	関口 和則	台町獅子舞保存会会長	1号委員	○	○
	小澤 正幸	自治会連合会副会長	2号委員	○	○
	宮部 孝夫	自治会連合会副会長	2号委員	○	○
	柴崎 起三雄	文化財保護審議会委員長	3号委員	○	
	根岸 久	文化財保護審議会副委員長* ²	3号委員	○	○
	雉岡 恵一	文化財保護審議会副委員長	3号委員		○
	飯塚 孝志	児玉商工会事務局長	4・5号委員	○	○
	戸谷 清一	本庄商工会議所副会頭	4・5号委員	○	○
	内田 幸彦	埼玉県教育局文化資源課主幹	6号委員	○	○
	内田 圭三	企画財政部長	7号委員	○	○
	青木 光蔵	市民生活部長	7号委員	○	
	早野 悟				○
	葦塚 亮	経済環境部長	7号委員	○	○
	加藤 衛	都市整備部長	7号委員	○	
齊藤 順一				○	
高橋 利征	教育委員会事務局長	7号委員	○	○	

※選出区分について

本庄市文化財保存活用地域計画 協議会設置要綱 (抜粋)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 文化財の所有者
- (2) 文化財関係団体の代表者
- (3) 歴史及び文化財に関し識見を有する者
- (4) 商工関係団体の代表者
- (5) 観光関係団体の代表者
- (6) 県職員
- (7) 市職員
- (8) その他市長が必要と認めた者

※「所属及びその役職」は協議会委員委嘱時のものとします。

*1:令和4(2022)年度より「早稲田大学名誉教授」。

*2:文化財保護審議会審議会改選に伴い、令和4(2022)年度より「文化財保護審議会委員長」。



写真1 本庄市文化財保存活用地域計画協議会

○本庄市文化財保存活用地域計画策定庁内検討委員会

本庄市	企画財政部
	市民生活部
	経済環境部
	都市整備部
	教育委員会事務局

○指導・助言

文化庁	文化資源活用課計画推進係
	地域文化創生本部

4 計画作成の経過

計画作成の経過を年度ごとに整理し、以下に示します。なお、協議会の経過を含めた計画作成の経過については〔表1〕を参照とします。

表1 本庄市文化財保存活用地域計画 作成の経過

期日	項目	内容	
令和3年度 (2021年度)	9月28日	第1回 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保存活用地域計画の概要説明 計画作成のスケジュール確認
	10月7日	第1回 協議会	<ul style="list-style-type: none"> 本庄市の文化財保護行政の現状説明 令和3（2021）年度調査の目的と内容の確認
	10月29日	文化庁協議	<ul style="list-style-type: none"> 認定手続きに関する説明 第1回協議会の報告
	11月22日	アンケート調査送付(12/20 締切)	指定等文化財の所有者・管理者に対して、以下に関するアンケート調査を実施 <ul style="list-style-type: none"> 所有・管理する文化財に関する現状（保存状況） 活用（公開）状況 直面する課題 理想像・今後の展望 未指定文化財の所有確認等
	11月27日	ワークショップ開催	会場：本庄市役所6階大会議室 時間：10：00～11：30（9名参加） 14：00～15：30（7名参加）
	12月4日	ワークショップ開催	会場：児玉文化会館セルディ大会議室 時間：14：00～15：30（21名参加）
	1月28日	第2回 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 未指定文化財の概要と特徴について説明 アンケート調査の結果・分析について説明 ワークショップの実施成果について説明 本庄市の歴史文化の特徴について意見聴取
	2月	第2回 協議会（書面開催）	
	3月23日	本庄市文化財保護審議会	<ul style="list-style-type: none"> 計画作成の進捗状況報告、計画素案の意見聴取
令和4年度 (2022年度)	7月7日	本庄市文化財保護審議会	<ul style="list-style-type: none"> 計画作成の進捗状況報告、計画素案の意見聴取
	7月	第3回 庁内検討委員会（書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> 計画内容の意見聴取、合意形成（庁内検討委員会） 関連文化財群及び保存活用区域について意見聴取 計画の骨子（文化財の保存・活用に関する課題・方針・措置一覧）について意見聴取 計画素案の意見聴取
	8月	第3回 協議会（書面開催）	
	8月10日	文化庁協議（リモート会議）	<ul style="list-style-type: none"> 認定手続きに関する確認 計画素案の意見聴取
	10月7日	文化庁協議（リモート会議）	<ul style="list-style-type: none"> 認定手続きに関する確認 計画素案の意見聴取
	11月16日 11月17日	ヒアリング調査	文化財の保存・活用に関わる団体へ以下に関するヒアリング調査を実施 <ul style="list-style-type: none"> 各団体の活動趣旨や内容 文化財の保存・活用に関する目標・将来像とその課題 今後の活動促進に向けて望まれる補助・支援・仕組み など

1月11日	パブリックコメント開始	意見募集期間：1月11日～2月9日
3月22日	本庄市文化財保護審議会	・計画案説明、意見聴取
3月30日	第4回協議会	

※各種会議は対面を基本としましたが、新型コロナウイルス感染症拡大状況に鑑みて、書面開催・リモート会議等に適宜変更しました。

1) 令和3（2021）年度

① 把握調査（文献調査）

計画作成に必要な基礎資料として、本市に所在する文化財に関する既往調査資料265点（市史・町史、郷土誌、文化財調査報告書等）を調査し、未指定文化財の抽出を行いました。調査で抽出された未指定文化財2,030件は、分類ごとに整理しました。

② アンケート調査

市内に所在する指定等文化財の所有者・管理者に対してアンケート調査を実施しました。アンケートは、全7問による選択・記述併用式とし、所有・管理する文化財に関する現状（保存状況）、活用（公開）状況、直面する課題、理想像・今後の展望、未指定文化財の所有確認等を問うものとなりました。

アンケートは、協議会による内容確認を経て、令和3（2021）年11月22日に発送し、同年12月20日を締切として返送を依頼しました。収集した意見は整理・分析を行い、本計画の作成に反映しました。

③ ワークショップ

未指定文化財の情報収集を目的とするワークショップ「本庄の暮らし暦を考える」を開催しました〔図2〕。市民の記憶に残る季節ごとの風物詩や行事、暮らし方など、民俗文化財に関する情報を体系的に把握し、それらの変遷や関連性を市民と共有することを目的としました。

ワークショップは、令和3（2021）年11月27日に2回、同年12月4日に1回、計3回を開催し、延べ37名に参加いただきました。収集した情報は整理・分析し、本計画の作成に反映しました。

2) 令和4（2022）年度

① ヒアリング調査

文化財の保存・活用に関わる3つの団体に対し、ヒアリング調査を行いました。ヒアリング調査は、令和4（2022）年11月16日、17日に実施しました。

調査では各団体における活動趣旨や内容、文化財の保存・活用に関する目標、将来像とその課題、今後の活動に向けて望まれる補助・支援・仕組みについて意見をうかがい、整理した内容を本計画の作成に反映しました。



図2 ワークショップの募集

② パブリックコメント

本庄市文化財保存活用地域計画（案）（以下、計画（案）とする。）に対する意見を募集するために、パブリックコメントを実施しました。計画（案）の公表は本庄市ホームページで行い、意見の募集は令和5（2023）年1月11日から2月9日までとしました。

意見の提出は、市内在住・在勤・在学者、市内に事務所又は事業所を有する方、市税の納税義務を有する方、この事業に利害関係を有する方を対象とし、「意見提出用紙」に必要事項を記入のうえ、直接又は郵送・ファクス・メールで本庄市文化財保護課への提出を求めました。

期間中、計画（案）の記載内容に寄せられた意見については、市の考え方及び修正案を整理し、計画（案）と同じ方法で公開を行いました。

5 計画期間

本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10か年とします〔図3〕。

令和10（2028）年度より上位計画の「本庄市総合振興計画」が次期計画へ移行するため、令和9（2027）年度末までに上位計画と整合性を図るための中間評価を行います。

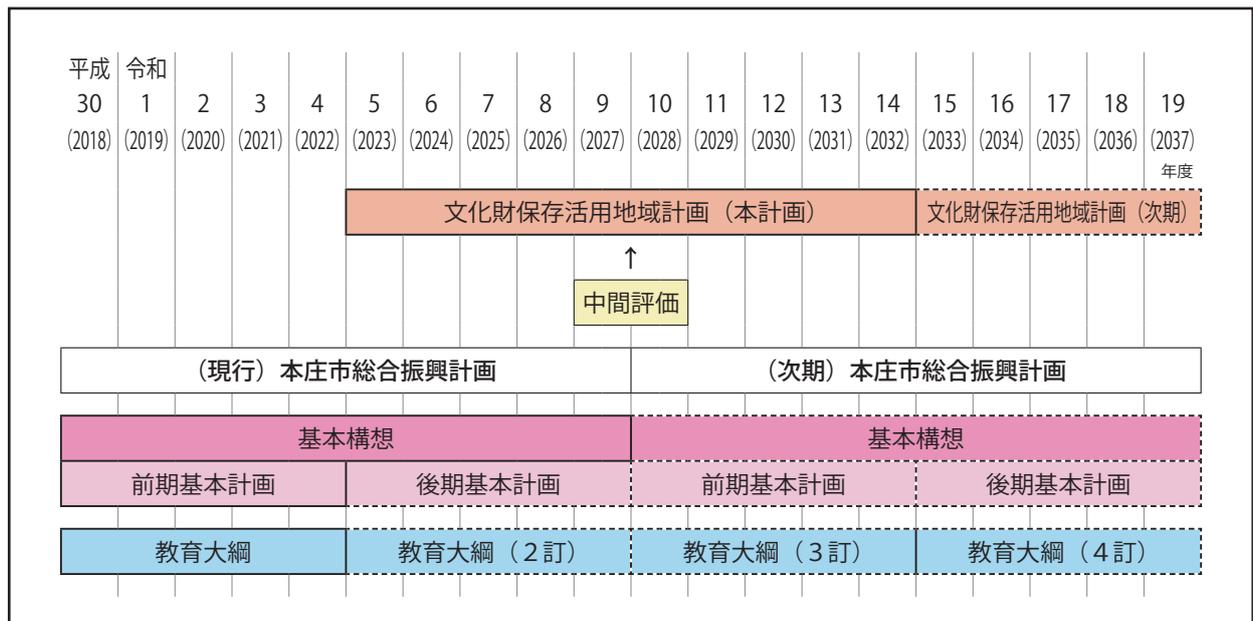


図3 上位計画・関連計画等の計画期間

6 計画の進捗管理と自己評価の方法

本計画の確実な実施のため、前項で述べた中間評価（自己評価）を令和9（2027）年度に行い、計画の進捗状況を確認し、上位計画である「本庄市総合振興計画」（次期計画）との整合性を検証します。検証結果は、今後設置予定の協議組織に報告し、指導・助言を踏まえて修正作業を行います。

本計画に定める文化財の保存・活用の取組を効果的に進めるためには、進捗管理を適切に行う必要があります。文化財の保存・活用に関するKPI（重要業績評価指標）を定め、定めた期間に対する指標と目標値の達成状況を確認します。目標値が達成されないものについては、状況に応じて事業等の改善又

は目標値の再検討（見直し）を図り、計画の確実な推進に努めます。

進捗管理と自己評価に伴い計画の軽微な変更を行う必要がある場合は、当該変更の内容について、埼玉県を經由して文化庁へ報告を行います。また、重大な変更を行った場合は、必要に応じて文化庁に変更の認定を受けることとします。

※認定を受けた地域計画の変更

認定を受けた地域計画を変更する場合は、軽微な変更を除き、文化庁長官による変更の認定が必要である（文化財保護法第183条の4）。軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- ・ 計画期間の変更
- ・ 市町村の区域内に存在する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・ 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

【出典／文化庁：文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針、最終変更：令和3（2021）年6月】

※「地域計画」の文言は「文化財保存活用地域計画」に読み替える。

7 計画の対象（文化財の定義）

文化財保護法では、文化財を「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」の6類型と定義しています（第2条）。そのほかに、土地に埋蔵されている文化財を「埋蔵文化財」（第6章）、文化財の保存・修理に必要な伝統的技術・技能を「文化財の保存技術」（第10章）と呼び、保護の対象としています〔表2〕〔図4〕。

一般的に、文化財という用語は、国や地方公共団体により指定などを受け、保護の措置が図られているものとして捉えがちですが、文化財保護法に規定されている本来の文化財とは、指定などの措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上又は芸術上などの価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要な全ての文化的所産を指しています。

本計画では、文化財保護法に規定されているものに加えて、地域の人々が大切にし、守り伝えたいと考える歴史や文化にまつわる様々な物事を「文化財」として広く捉えます。

表2 本計画における文言の定義

文言	定義	根拠等
文化財	文化財保護法第2条に定められた6つの類型に該当するもの。	文化財保護法（昭和25（1950）年法律第214号）
	指定等の措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上または芸術上などの価値が高いあるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産。	文化審議会文化財分科会企画調査会：「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」平成19（2007）年10月
	指定等文化財	右に示した法令の規定に基づき指定・選定・選択・登録された文化財を指す。
未指定文化財	上述の文化財のうち、法令の規定に基づいた指定・選定・選択・登録を受けていないものを指す。	本庄市文化財保護条例（平成18（2006）年市条例99号）
調査	「文化財を調べること」「文化財に関する情報収集」を指し、本計画ではその手法によって以下のように大別する。	—
把握調査	地域に所在する未指定文化財を含めた多様な文化財を総合的に調査・把握すること。	文化庁：「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・文化財保存活用計画の策定等に係る指針」平成31（2019）年3月4日
	既往文献では「所在調査」「総合調査」などとも記す。	—
詳細調査	個別の文化財について、由緒・沿革、年代、概要・特徴などを詳しく調べる。既往文献では「二次調査」などとも記す。	—
追跡調査	把握調査・詳細調査で所在や特徴が明らかとなった文化財が、その後どのような経緯を辿っているか、現在どのような状況になっているか調べる。	—
保存	主に、文化財としての価値を後世に向けて確実に維持すること。	文化審議会：「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」平成29（2017）年12月8日
活用	主に、文化財としての価値を踏まえ適切に現代社会に生かすこと。	

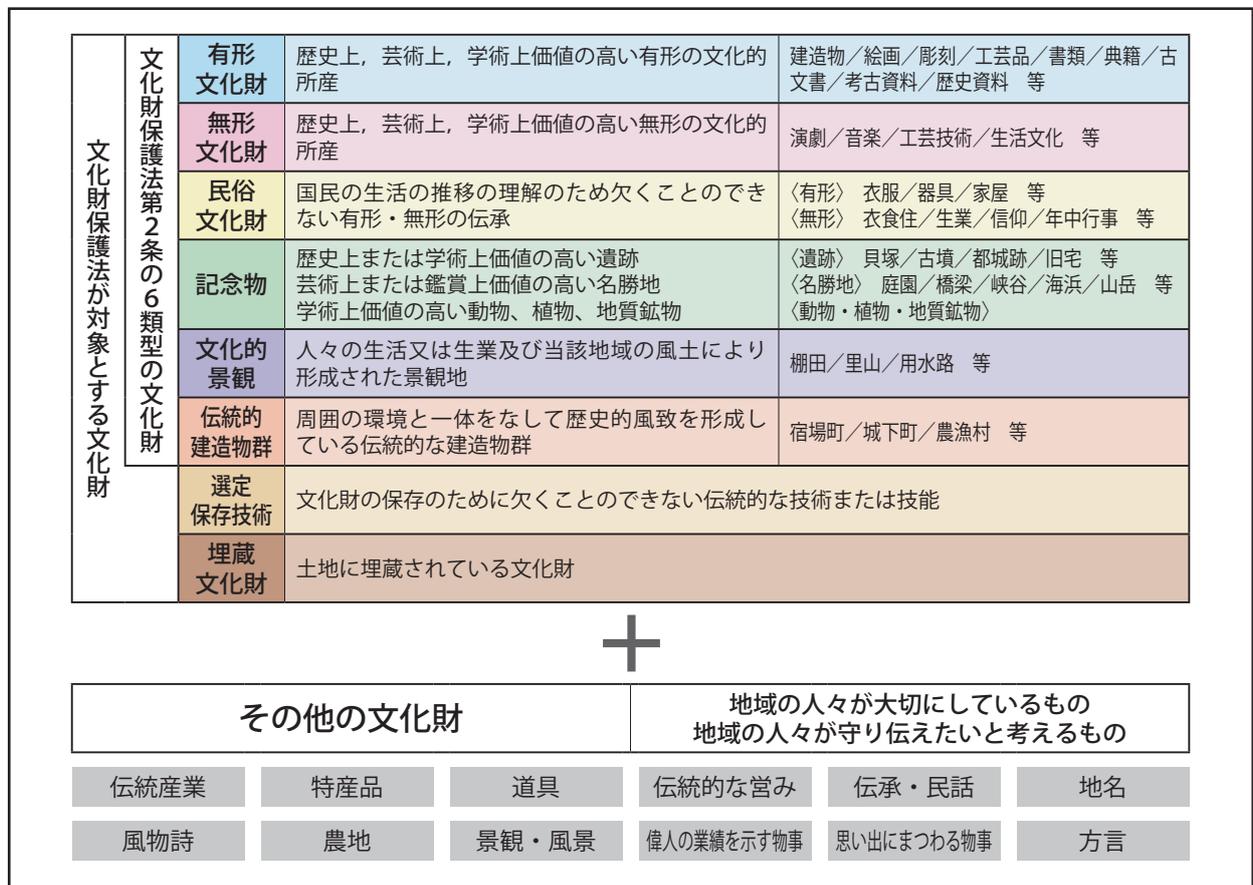


図4 本計画で対象とする「文化財」